

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

第一条 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條（あっせん） 一―五（略）</p> <p>六 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第二十五条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>七 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第七十四条の七第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第四十七条の七第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>十・十一（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第三條（あっせん） 一―五（略）</p> <p>六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第二十五条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>七（略）</p> <p>八・九（略）</p> <p>二・三（略）</p>

第二条 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條（あっせん） 一―八（略）</p>	<p>第三條（あっせん） 一―八（略）</p>

<p>九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第四十七条の八第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したものの</p> <p>十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第三十条の六第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したものの</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第四十七条の七第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したものの</p> <p>十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

附 則

この条例中第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。